

コミュニケーション・オン・プログレス（COP）

2021年3月31日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

対象期間 2020年1月～2020年12月について、以下ご報告します。

記

1. 代表取締役社長による UNGC に対する継続的支持の表明

当社のウェブサイトにて継続的支持を表明しており、今般、ここに再度表明します。

<https://www.jre.co.jp/sustainability/statement.html>

環境に優しくサステナブルな方法で、安定的かつ経済的なエネルギー供給をどのように実現していくか、このグローバル課題の解決に向け、世界は急速に動いています。2015年には、COP21 のパリ協定及び持続可能な開発目標（SDGs）の 2 つが採択され、世界的な関心を引きつける大きな要因となりました。それぞれ持続可能な社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減や、エネルギー믹스の最適化の重要性を強調しており、こういった課題の解決において中心的な役割を果たすエネルギー産業には、特に期待が寄せられています。また、日本国内では、2011年の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故を受けて、安全性、安定性、多様性を柱としたエネルギー믹スへの転換が喫緊の課題となっています。さらに、日本は批准しているパリ協定において公表している「日本の約束草案」でも、再生可能エネルギーの導入を極力拡大するという意欲的な目標を掲げています。

こうした国内外の状況を鑑み、「再生可能エネルギーで世界を変える」という確固たるミッションを掲げ、ジャパン・リニューアブル・エナジー（JRE）が設立されました。このミッションを原動力に、当社は長期的な視点に立って、環境及び社会課題の解決に資するソリューションを提供するとともに、社会の持続可能な成長に再生可能エネルギーが貢献するための道を切り開いていきます。

2016年には、再生可能エネルギー専業企業として日本で初めて国連グローバル・コンパクト（UNGC）を支持し、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンに参加しました。当社はこのグローバルコミュニティの一員として、人権、労働、環境、腐敗防止に関する「UNGC の 10 原則」の遵守を表明しています。

2019年には、JREにとって初のマテリアリティ（重要課題）分析を実施しました。これは当社におけるサステナビリティへのアプローチや、これに伴う情報開示の基盤となるものです。JREが自らの責任を果たし、グローバル課題の解決に有意義な貢献をしていくうえで、この分析結果が確かな礎になると確信しています。当社は、再生可能エネルギー事業の拡大を地域や社会に受け入れられるやり方で進めることにより、今後もサステナビリティへの取り組みの拡充・強化を続けてまいります。

2021年3月31日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

竹内一弘

代表取締役社長 竹内一弘

2. 取り組み状況

「持続可能な開発目標（SDGs）」のクリーンエネルギーの拡大（目標7）と地球温暖化防止（目標13）について、本業を行うことにより当社は対応しております。

対象期間に太陽光及び風力の発電所が合計4か所新たに運転を開始し、2020年12月31日現在で、日本国内及び台湾の合計48か所の発電所（設備容量約42万kW）が運転中、合計8か所の発電所（設備容量約41万kW）が建設中となっています。

2012年の創業以来、人権・労働・環境・腐敗防止に関するGC10原則を具現化させた各種の社内ルールを整備した上で、それを運用し、安全や環境、公正な取引における問題を発生させないように取組んできました。

また、2020年には、従前から定めていたEHS（環境、健康、安全）方針に、児童労働や強制労働の禁止を新たに盛り込むなどの改定を行い、より一層取り組みを強化しております。

人権

| 方針 | 実施状況 | 評価・成果 |
|--------------|--|-------|
| 従業員の安全・健康の確保 | <ul style="list-style-type: none">EHS*管理規程を制定し(2015年12月)、それを実際に運用 (*EHSとは Environment、Health、Safety「環境・健康・安全」を意味する)4半期毎にEHS委員会を開催し、管理状況の確認、課題の抽出、対策の実施についてPDCAサイクルによるマネジメントを行っている | ○ |

| | | |
|---|---|------------------|
| 発電所周辺の住民の住環境に配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 事前調査段階から、住民や自治体と協議を重ねて合意を得ながら、地元住民の生活環境への影響を最小限に止め、事業を進めている | ○ |
| 従業員と発電所の工事や運営に携わる他の関係者に対して、安全で衛生的な労働環境を提供 | <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生管理規程、防災管理規程、EHS 工事管理ガイドライン、発電所管理規則を制定し（2016年3月以降）、それらに従って、従業員および関係者への安全で衛生的な労働環境の提供に努めている | ○ (欄外 ご参照) |

実績値：

| 労働安全衛生指標（各年間） | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 社員の労働災害件数*1（内、休業災害） | 0 (0) | 1 (0) | 3 (1) | 2 (0) |
| 建設請負会社社員の労働災害件数*1（内、休業災害） | 2 (0) | 1 (1) | 2 (2) | 3 (2) |
| 死亡災害件数（社員、請負会社社員） | 0 | 0 | 0 | 0 |

*1 業務に起因して発生した休業災害（休業1日以上の災害）と不休災害、通勤災害の合計値

労働

| 方針 | 実施状況 | 評価・成果 |
|------------------------|---|-------|
| 長時間労働の改善 | <ul style="list-style-type: none"> 組織変更による業務効率化、人員増強による従業員一人当たりの業務負荷低減。2017年2月以降は時間外労働及び休日労働に関する労使協定の月間最大時間外労働時間を100時間から80時間に引き下げ。結果として全従業員平均の年間時間外労働時間は、2017年に対して、2018年は37%、2019年は30%、2020年は23%それぞれ減少している | ○ |
| 選択労働時間制度（2014年導入）の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 全社および各部署のミーティングでマネジメント及び管理職から同制度の積極的な活用を呼びかけている | ○ |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| 疾病休暇、ボランティア休暇の制度化及び年次有給休暇 取得の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2017 年より試験運用していた疾病休暇を 2018 年に制度化。この活用と年次有給休暇の積極的な利用を推し進めている。ボランティア休暇も 2017 年に試験運用し 2018 年に制度化している ● 結果として、有給取得率は 2016 年の 53% に対し、2017 年および 2018 年は 62%、2019 年 57% と増加。2020 年は 51% と減少したが、これは在宅勤務制度など柔軟な働き方が可能となつたためと考えられる | ○ |
| 新型コロナ感染症対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍における従業員の行動指針として、感染症対策ガイドラインを制定 ● 会議室に飛散防止パネル設置、出入り口および全会議室に消毒液の設置を行っている ● 緊急事態宣言下においては出社率を 3 割以下に留めている | ○ |
| 在宅勤務制度の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な働き方に対応するため、2020 年より在宅勤務制度を導入した。本制度は新型コロナ感染症の収束後も継続する予定 | ○ |

環境

| 方針 | 実施状況 | 評価・成果 |
|----------------------|---|------------------|
| 事業を通して CO2 削減に貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの発電事業の拡大（運営する発電所増）及び安定的な運転による発電量増加により、CO2 排出削減に貢献（対象期間において対前年同期比で、発電量は約 18%、CO2 削減効果は 17% 増加） | ○ (欄外 ご参照) |
| 事業開発地及び周辺の環境への影響を極小化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事前調査段階から、環境への影響を法令が求めるレベル以上の基準で評価し、影響がある場合は影響を極小化する対策に配慮しつつ、事業を進めている ● 法令等に準拠した環境アセスメントを行い、又専門家や行政・住民等の意見を徴し、その内容を反映して発電所の開発を進めている | ○ |

| | | |
|---------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● EHS 管理規程、環境管理規程に従い、周辺環境に配慮しながら事業を行っている ● EHS 工事管理ガイドラインに従い、建設中も施工会社とともに環境に配慮している | |
| 環境関係の技術の開発と導入 | <ul style="list-style-type: none"> ● 建設会社やメーカーと計画段階から協議しながら、発電量の最大化を図る設計を取り入れるなど、環境関係の技術の開発と最新技術の導入を進めている（例：太陽光発電所において、リングメインユニットを改良した設計思想を取り入れている他、造成による環境負荷を低減するため、傾斜地を地なりに造成する設計を採用している） | ○ |

実績値：

| 気候・エネルギー関連指標 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|---|---------|---------|---------|---------|
| 運転中発電所の設備容量合計（万 kW） (各年末時点) | 22.8 | 29.5 | 34.5 | 40.3 |
| 再生可能エネルギーの年間総売電量 (万 kWh) | 24,164 | 34,509 | 50,507 | 59,821 |
| 年間 CO ₂ 削減効果 (t-CO ₂) *1 | 121,173 | 165,904 | 227,984 | 267,763 |

*1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく電気事業者ごとの排出係数により算定
(各年の最新の係数にて算定)

腐敗防止

| 方針 | 実施状況 | 評価・成果 |
|------------|--|-------|
| 法令と企業倫理の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当社グループの行動基準の冒頭に「法令と企業倫理の遵守」を掲げ、「法令と企業倫理の遵守」があらゆる企業活動のなかで最も優先されると位置づけ、全従業員に対するトップメッセージや社内研修を繰り返し実施することにより、当該認識が高まるよう、注力している | ○ |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| 公正な取引の遂行 | <ul style="list-style-type: none"> 調達管理規程により、個々の取引および取引先との関係で不公正な取引の有無をチェックするなど、社内の異なる部署間での牽制を効かせることにより、不公正な取引の可能性を排除している | ○ |
| 反社会的勢力との取引の遮断 | <ul style="list-style-type: none"> 取引担当の部署と他部署との複層的なチェック体制により、取引前に問題ないことを確認するとともに、契約書に、取引先自身による反社会的勢力に該当しないことの表明や反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力との取引を遮断している | ○ |
| 政治家及び公務員と透明性の高い公正・公明な関係を維持 | <ul style="list-style-type: none"> 社内規程により、政治家・公務員に対する金銭等の授受、政治献金を禁止している 政治家と面談する場合、複数名での対応と面談記録を残すことを徹底している | ○ |
| 外部通報窓口の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 役職員のコンプライアンス違反及びその可能性について、会社の取引先が通報できる窓口をウェブサイトに設ける準備を行った（開設は 2021 年 1 月） | ○ |

<会社概要>

会社名 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 (Japan Renewable Energy Corporation)
 所在地 東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号六本木ヒルズノースタワー
 Tel:03-6455-4900 Fax:03-6455-4901
 設立 2012 年 8 月 20 日
 資本金等 400 億円
 出資者 ゴールドマン・サックス、シンガポール投資公社 (GIC)
 従業員数 208 名 (2020 年 12 月 31 日現在)
 事業内容 発電プラント (風力発電、太陽光発電、バイオマス発電その他自然エネルギー発電) に関する事前調査、計画、設計、関連資材調達及び販売、土木工事、建設、運転、保守点検事業並びに売電事業

以上